

勤務条件に関する措置の要求に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年9月29日

瀬戸市公平委員会委員長 日比 剛

瀬戸市公平委員会規則第2号

勤務条件に関する措置の要求に関する規則の一部を改正する規則

勤務条件に関する措置の要求に関する規則（昭和26年瀬戸市公平委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(勤務条件に関する措置の要求)</p> <p>第2条 <省略></p> <p><u>2</u> 前項の書面（以下「措置要求書」という。）には、次に掲げる事項を記載し、措置の要求をしようとする職員（以下「要求者」という。）が署名して正副各1通を適切な資料とともに、公平委員会に提出しなければならない。</p> <p>(1)から(4)まで <省略></p> <p><u>3</u> 第1項の措置の要求は、2人以上の職員が共同し、自ら又は他の要求者を代理人として行うことを妨げない。この場合において、代理人は、要求者の署名のある書面によってその権限を証明しなければならない。</p> <p><u>4</u> <省略></p> <p>(審査の打切)</p> <p>第7条 <省略></p> <p><u>2</u> <省略></p>	<p>(勤務条件に関する措置の要求)</p> <p>第2条 <省略></p> <p>前項の書面（以下「措置要求書」という。）には、次に掲げる事項を記載し、措置の要求をしようとする職員（以下「要求者」という。）が署名<u>押印</u>して正副各1通を適切な資料とともに、公平委員会に提出しなければならない。</p> <p>(1)から(4)まで <省略></p> <p>第1項の措置の要求は、2人以上の職員が共同し、自ら又は他の要求者を代理人として行うことを妨げない。この場合において、代理人は、要求者の署名<u>押印</u>のある書面によってその権限を証明しなければならない。</p> <p><省略></p> <p>(審査の打切)</p> <p>第7条 <省略></p> <p><省略></p>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。